

議員提出議案第 9 号

瑞穂町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 3 日

提出者	瑞穂町議会議員	森	亘
賛成者	〃	大坪国	広
〃	〃	近藤	浩
〃	〃	小川龍	美
〃	〃	石川	修
〃	〃	齋藤成	宏

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、規則を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会会議規則の一部を改正する規則

瑞穂町議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

「第 14 章 会議録（第 113 条—第 115 条）
目次中 第 15 章 全員協議会（第 116 条） を
第 16 章 議員の派遣（第 117 条）
第 17 章 補則（第 118 条） 」

「第14章 公聴会（第113条—第118条）
第15章 参考人（第119条）
第16章 会議録（第120条—第122条） に改める。
第17章 全員協議会（第123条）
第18章 議員の派遣（第124条）
第19章 補則（第125条） 」

第16条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第70条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第118条を第125条とする。

第17章を第19章とする。

第117条を第124条とする。

第16章を第18章とする。

第116条を第123条とする。

第15章を第17章とする。

第115条を第122条とし、第114条を第121条とし、第113条を第120条とする。

第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手續）

第113条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第114条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第115条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあら

かじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第116条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第117条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第118条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第119条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人については、第116条(公述人の発言)、第117条(議員と公述人の質疑)及び第118条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第70条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

瑞穂町議会会議規則 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章から第13章 略</p> <p><u>第14章 公聴会(第113条—第118条)</u></p> <p><u>第15章 参考人(第119条)</u></p> <p><u>第16章 会議録(第120条—第122条)</u></p> <p><u>第17章 全員協議会(第123条)</u></p> <p><u>第18章 議員の派遣(第124条)</u></p> <p><u>第19章 補則(第125条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条から第15条 略</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 法第115条の3(修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第17条から第69条 略</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第70条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第71条から第112条 略</p> <p><u>第14章 公聴会</u></p> <p><u>(公聴会開催の手続)</u></p> <p><u>第113条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第13章 略</p> <p><u>第14章 会議録(第113条—第115条)</u></p> <p><u>第15章 全員協議会(第116条)</u></p> <p><u>第16章 議員の派遣(第117条)</u></p> <p><u>第17章 補則(第118条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条から第15条 略</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 法第115条の2(修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第17条から第69条 略</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第70条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第71条から第112条 略</p>

(意見を述べようとする者の申出)

第 114 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 115 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 116 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 117 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 118 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 15 章 参考人

(参考人)

第 119 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の
規定により、会議において、参考人の出席
を求めようとするときは、議会の議決でこ
れを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人に
その日時、場所及び意見を聴こうとする案
件その他必要な事項を通知しなければな
らない。

3 参考人については、第 116 条(公述人の発
言)、第 117 条(議員と公述人の質疑)及び
第 118 条(代理人又は文書による意見の陳
述)の規定を準用する。

第 16 章 略

第 120 条 略

第 121 条 略

第 122 条 略

第 17 章 略

第 123 条 略

第 18 章 略

第 124 条 略

第 19 章 略

第 125 条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただ
し、第 70 条第 2 項の改正規定は、地方自治
法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第
72 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日
又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日
から施行する。

第 14 章 略

第 113 条 略

第 114 条 略

第 115 条 略

第 15 章 略

第 116 条 略

第 16 章 略

第 117 条 略

第 17 章 略

第 118 条 略